

沼津市海岸清掃ボランティア連絡会規約

(名 称)

第1条 本会は、沼津市海岸清掃ボランティア連絡会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、市内海岸を安全で快適な状態に保つため、本市の海岸清掃に取り組む、団体相互の意見交換や情報共有を図り、新たな市民協働のネットワーク形成を図ることを目的とする。

(会 員)

第3条 本会の会員は、市内海岸で活動する海岸清掃ボランティア団体とし、加入脱退については自由にできるものとする。

(会 議)

第4条 会議は年に一回とするが、必要な都度開催する。

(会議事項)

第5条 会議は、目的を達成するための事項を審議する。

(事務局)

第6条 本会の事務を処理するため、沼津市産業振興部水産海浜課に事務局を置く。

(補 則)

第7条 この規約に定めるもののほか、必要な事項はその都度会議で定める。

付則

この規約は、令和7年1月20日から施行する。